1. 議　事　日　程（２日目）

（平成25年那智勝浦町議会第１回定例会）

平成25年３月８日

９　時　開　議

於　議　場

日程第１　議案第39号　平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第５号）……41

日程第２　議案第40号　平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号）……62

日程第３　議案第41号　平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）……64

日程第４　議案第42号　平成24年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）……66

日程第５　議案第43号　平成24年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第１号）……67

日程第６　議案第44号　平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）……68

日程第７　議案第45号　平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）……70

日程第８　議案第46号　平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第２号）……72

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左近　誠	２番	荒尾典男
３番	下﨑弘通	４番	森本隆夫
５番	曽根和仁	６番	湊谷幸三
７番	田中幸子	８番	東　信介
１０番	山縣弘明	１１番	中岩和子
１２番	引地稔治		

3. 地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	寺本眞一	副町長	植地篤延
消防長	小脇邦雄	参事（総務課長）	濵口博之
総務課新病院建設推進室長	西田秀也	会計管理者	宮本洋和
病院事務長	八木敦哉	税務課長	城本和男
住民課長	寺本資久	福祉課長	福居和之
観光産業課長	瀧本雄之	建設課長	橋本典幸
水道課長	上地清隆	教育次長	小玉常夫
総務課企画員	畑中卓也		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長　藪本活英
事務局主査　寺地　強
事務局副主査　脇地　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時00分　開議

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　議案第３９号　平成２４年度那智勝浦町一般会計補正予算（第５号）

○議長（森本隆夫君）　日程第１、議案第39号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第39号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第５号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７億8,426万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,163万5,000円とするものでございます。

第２条は繰越明許費の規定となっております。

第３条では債務負担行為の補正をお願いしております。

第４条では地方債の補正をお願いしております。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入でございますが、款10地方交付税から款21町債まで、歳入合計欄で補正前の額99億3,589万8,000円、補正額７億8,426万3,000円を減額し、計91億5,163万5,000円とするものでございます。

次の４ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款１議会費から６ページの款12諸支出金まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

下の７ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて予算の定めるところにより翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

款３民生費の南紀園分担金から款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで合計で13件の事業を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

８ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為補正でございます。

事項欄記載の那智中学校新校舎建築工事監理業務委託と、那智中学校新校舎建築工事につきましては、平成24年度、25年度の２カ年事業になるため債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

下のページをお願いいたします。

第４表地方債補正です。

起債の目的欄中、過年補助災害復旧事業から公共事業等まで、補正前の限度額23億7,660万円から６億2,900万円を減額し、補正後の限度額を17億4,760万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括の歳入及び次のページの歳出について、それぞれ７億8,426万3,000円の減額を行っております。なお、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で１億6,557万9,000円の減額、地方債で６億2,900万円の減額、その他特定財源で3,694万円の増額、一般財源が2,662万4,000円の減額となっております。

12ページをお願いいたします。

２歳入でございますが、款10地方交付税の目１地方交付税は１億6,252万6,000円を追加し、計は28億2,426万6,000円となります。

飛びまして15ページをお願いいたします。

総務課の関係、款15県支出金、項２県補助金、目６消防費補助金、節５きのくに防災力パワーアップ事業費補助金300万円の減額につきましては、有利な過疎対策事業債が借り入れできることとなったため減額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

一番上の款17寄附金、目２総務費寄附金、節１那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金として45万円、節２那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金として115万5,000円、節４災害復興寄附金として1,500万円を計上しております。

次の款18繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金につきましては１億5,000万円を当初予算で計上しておりましたが、全額を戻し入れしております。節２減債基金繰入金も２億3,000万円全額を戻し入れしております。節３災害復興寄附基金繰入金につきましては2,700万円の基金を取り崩ししております。

下のページでございますが、款19繰越金、目１繰越金、節１繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金１億8,723万4,000円を計上させていただいております。

次の18ページをお願いいたします。

款21町債、項１町債の目２民生債から目７災害復旧債まで事業費その他の調整により、合計６億2,900万円の減額補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節２給料、節３職員手当等、節４共済費の補正につきましては平成24年度の第２回定例会において補正をお願いしておりますが、それ以後の異動に係る補正をお願いするものでございます。

なお、款１議会費や、この後の各科目における節２給料、節３職員手当等、節４共済費の補正につきましては説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

その下、目10町営バス運行費、節11需用費35万円につきましては、町営バスの燃料費の単価の高騰により補正をお願いするものでございます。

次、25ページをお願いいたします。

一番下の行でございますが、款４衛生費、項１保健衛生費、目９病院費、節28繰出金、減額１億3,963万8,000円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰り出しを減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

款８消防費、目４水防費、節19負担金補助及交付金でダム改修工事負担金として60万円をお願いしております。これにつきましては、県で行っております小匠防災ため池施設の改修工事の負担金で、国の24年度の補正予算により前倒しで実施する工事費用1,000万円に係る町分の負担金をお願いするものでございます。

その下の目５災害対策費につきましては、県補助金から地方債への財源内訳の変更をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

下の段でございますが、款11公債費、項１公債費、目１元金、節23償還金利子及割引料410万円につきましては、23年度に前借りしていた起債に対するもので、24年度本借り時に一部適債性のないものが含まれていたためその部分について繰上償還をするものでございます。

その下のページをお願いいたします。

款12諸支出金、項２基金費、目５那智の滝源流水資源保全事業基金費、節25積立金補正額45万円、目６那智勝浦町まちづくり応援基金費補正額115万5,000円、目７災害復興寄附基金費補正額1,500万円につきましては、それぞれ寄附金を基金に積み立てるものでございます。

なお、40ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　住民課の関係について御説明申し上げます。

歳入の13ページをお願いします。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節区分６の保険基盤安定負担金３万3,000円につきましては、国民健康保険税に係る低所得者への軽減措置に対する保険者支援分の交付決定による追加でございます。

14ページをお願いします。

款15県支出金、項１県負担金、目２の民生費負担金、節区分６保険基盤安定負担金146万

8,000円につきましては、国民健康保険税の軽減分と低所得者への軽減措置に対する保険者支援分の交付決定による追加でございます。

次に、23ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節区分28繰出金2,866万2,000円は、一般会計で受け入れました保険基盤安定負担金及び国保会計における療養給付費等国庫負担金の減額と過不足調整によりまして国民健康保険事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

目９のひとり親家庭等福祉医療費及び次の24ページの項２の児童福祉費、目４子ども医療対策費につきましては、過疎対策事業債を起こしたことによります財源内訳の変更でございます。

25ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目３の環境衛生費、節区分19負担金補助及交付金452万9,000円の減額につきましては、一部事務組合運営費の減額補正に準じまして本町負担分を減額したものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　福祉課の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目３老人福祉費、補正額461万円でございますが、介護保険事業費に係る事業実績見込みに伴い、町負担分であります介護給付費繰入金及びその他一般会計繰入金に充当するための繰出金をお願いするものでございます。

25ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、目５健康増進費並びに目６母子対策費につきましては、補正額の増減はありませんが、それぞれ過疎債適用による財源内訳の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　観光産業課の補正について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

13ページをお願いしたいと思います。

12ページ、13ページ、款12分担金及負担金、項１分担金、目２農林水産業費分担金、補正額392万2,000円。節区分３県営ため池等整備事業分担金392万2,000円でございます。これにつきましては一昨年から県の工事として井鹿ため池の修繕を行うためのものであります。この工事については県の事業としてやっていただくと、そういうことで町負担分、町負担分の２分の１を受益者と半分ずつするという負担金の受け入れでございます。

目３災害復旧費分担金、補正額減額の1,058万7,000円になります。これにつきましては林道

補修の台風12号関係の分担金を受け入れるものでありましたが、当初３億円程度の工事費を予定しておりましたが、9,000万円程度で済むということで、その分の受益者の分担金の減額をお願いするものであります。

次のページお願いいたします。15ページ。

款15県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金、補正額減額の432万円です。内訳といたしまして、節区分９緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、減額の732万円。これにつきましては、災害用の技術者等を緊急雇用で雇うようにしておりましたが、一部使用しましたが、その技術者等の雇用が見込めなかったため、この基金に対しての減額をお願いするものであります。節区分15震災対策農業水利施設整備事業費補助金300万円。これは明許繰り越しでお願いする部分でありますが、国のほうで補助金が前倒しで25年度の分が24で来たということでありますので、そちらのほうの前倒しで受け入れて24年度事業としてここで受け入れします。事業については歳出のほうで御説明申し上げます。

目８災害復旧費補助金、減額の１億4,703万2,000円。節区分１農林水産施設災害復旧費補助金、減額でございます。これにつきましては、先ほど申しました工事費見込み額３億円程度から9,000万円になったという部分でございますので、そちらの補助金の減であります。

それでは、歳出に移らさせていただきます。

27ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費でございます。補正額352万3,000円。内訳としまして節区分４、７につきましては人件費にかかわるものでございます。節区分13委託料300万円、農業水利施設調査測量等委託というものでございます。これは先ほど申しました国のほうで東日本の大震災を受けまして新しく拡充してきた補助金でございます。東日本地震当初、須賀川市で農業ため池が決壊して数名の人命が奪われたと、津波の報道でその後この報道は消えておりますが、そういう農業施設崩壊によるダイレクトの人身があったということを受けての事業でございます。これにつきまして説明しますと、ため池等の農業水利施設、農道及び干拓堤防で耐震対策が必要と、そういう判断でございます。それでそういう施設に対して耐震の検査を国の10分の10の補助で耐震をやるという補助でございます。私どもの町におきましては、ため池大小合わせて数はあるんですが、こういう補助金が出たことで私ども５つほど絞り込んだわけなんですが、国の基準によりますと２ヘクタール以上の受益地とか、いろいろ基準がかなり大規模なため池等の該当になりますが、うち該当が市屋の与根河の池が２つ該当します。ただ、下のほうの池についてはもう事業で耐震含めた工事を行いますが、奥池のほうがまだ全然しておりませんので、今回この300万円上げさせていただきましたのは、与根河の池の奥池を耐震診断させていただきます。そしてハザードマップもつくらさせていただくという予算でございます。ですから、今回国のほうで10分の10の補助をいただけるんですが、あとは国の補助がつかないような小さなため池になりますので県費補助になりますと３分の１レベルの補助になってきますので、今後農業のほうでこのため池等の耐震を含めたため池対策も考えさせていただきたいと思います。今回につきましては10分の10の補助で耐震診断とハザードマ

ップまでやらさせていただきたいと。なお、これによって工事が必要という判断を見ますと、国のほうで90％ほどの補助がこの事業に関しては出てまいります。そういう補正のお願いであります。続きまして、節区分19負担金補助及交付金784万4,000円、県営ため池等整備事業負担金。これは今ありました与根河池の下のほうの池の工事費でございます。県の事業としてやっていただきます。町負担分、地元負担分としては10分の１になります。受益者から２分の１、町が２分の１の合計額の補正であります。よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

28ページ、項２林業費、目１林業総務費、補正額30万円。節区分19負担金補助及交付金30万円。これは林道小匠小森川線に係る部分でございます。これにつきましては、古座川町と案分して管理しておりますが、トンネルの中の赤色灯、それから電話回線等の切断がございました。それで古座川領域からのほうが近いということで、たまたま古座川もトンネルの外側も工事しておりましたので、古座川が工事を行って、そちらに対して工事費の100分の54を那智勝浦町が負担するというものであります。

そして目２林業振興費、補正額として減額の10万3,000円でありますが、これにつきましては節区分19負担金補助及交付金、これで森林整備地域活動支援事業補助金で172万円の減額をお願いします。これにつきましては、木原造林が森林経営計画作成できませんでしたので、その分を取り下げさせていただきたいと思います。そして下の紀州材需要拡大事業補助金161万7,000円の増額であります。これは、現在24年度で12名の方が紀州材の活用についてお申し込みいただいております。現予算で300万円でありましたが不足してまいりましたので、ここで増額のお願いであります。

続きまして、37ページ、災害費のほうをお願いいたします。

款10災害復旧費、項２農林水産施設災害復旧費、目３林道施設災害復旧費、補正額減額の１億5,500万円。説明欄にありますように、節でいきますと、需用費で60万円の増額、役務費で18万円の増額、節13委託料で455万7,000円の増額のお願いであります。これにつきましても、振りかえ等、林道狗子ノ川高津気線測量設計は激甚災害の台風12号とは別に台風４号の災害の指定を受けておりますので、振りかえたりしたある関係でここに金額を上げさせていただいております。同額は12号のほうで減額させていただいております。節15工事請負費、減額の１億6,033万7,000円。これにつきましても事業量縮小による工事費の減額をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金、補正額777万5,000円をお願いするものでございます。内訳につきましては、節１社会資本整備総合交付金649万5,000円でございます。説明欄記載の国の補正予算に伴います橋梁・トンネル点検業務委託事業、事業費

400万円の60％で240万円の国庫補助金の受け入れでございます。続きまして、町営住宅の新築に伴います町営住宅建設事業測量設計業務委託費819万円の２分の１、50％で409万5,000円の国庫補助金の受け入れでございます。続きまして、節２地域の元気臨時交付金128万円につきましては、橋梁・トンネル点検業務に対し、さらに上乗せの交付金の受け入れでございます。

続きまして、31ページをお願いします。

歳出でございます。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費、補正額414万3,000円をお願いするものでございます。主な内容につきましては、節13委託料400万円でございます。説明欄記載の国の補正予算に伴います橋梁・トンネル点検業務委託でございます。平成23、24年度で延長が15メーター以上の23橋を橋梁寿命化計画を策定させていただいてます。今回さらに延長10から15メーターの24橋とトンネルの点検でございます。

32ページをお願いします。

款７土木費、項２道路橋梁費、目１道路維持費、補正額55万円のお願いするものでございます。内訳につきましては、節11需用費でございます。説明欄記載の光熱水費及び修繕料でございます。

続きまして、款７土木費、項３河川費、目１河川改良費、補正額408万円をお願いするものでございます。内訳につきましては、節19負担金補助及交付金、県事業急傾斜工事の負担金でございます。工事費の増額に伴います負担金の増額でございます。

続きまして、33ページをお願いします。

款７土木費、項５都市計画費、目２下水道事業費、補正額273万円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節28繰出金、説明欄記載の下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

続きまして、款７土木費、項６住宅費、目２住宅建設費、補正額3,292万9,000円をお願いするものでございます。台風12号の被災者支援対策を目的とした町営住宅の建設に伴います設計業務委託と用地買収費でございます。内訳につきましては、節11需用費１万2,000円、土地売買契約書の印紙代でございます。節13委託料819万円につきましては、説明欄記載の測量及び設計業務委託でございます。節17公有財産購入費2,472万7,000円につきましては、説明欄記載の町営住宅用地の買収費でございます。

お手元に配付させていただいてます資料をごらんください。

町営住宅の関係でございます。１枚目が井関地区の買収予定地でございます。井関保育所に隣接する宅地１筆で面積が1,517平方メートル、坪で459坪でございます。２枚目が市野々地区の買収予定地でございます。市野々王子神社近くの宅地１筆、田３筆で面積が1,447平方メートル、坪で437坪でございます。３枚目が町営住宅の平面図案でございます。設計業務につきましては井関地区では木造２階建て２棟続きを４棟で８戸分、市野々地区では木造２階建て２棟続きを２棟で４戸分、合計12戸分の設計業務でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　消防長小脇君。

○消防長（小脇邦雄君）　消防関係について御説明します。

34ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目１常備消防費、節３職員手当等、説明欄、超勤手当、救急出動手当補正額110万8,000円につきましては、平成24年中の救急出動件数の増加に伴い救急業務時における職員手当の予算不足が生じております。それに係る補正予算を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　教育委員会の関係について御説明いたします。

那智中学校大規模改修事業に係る予算でございますが、当初予算計上は24年度のみとしており、それを25年度に繰り越して継続して実施していくというものでございました。今回この補正で24年度と25年度に分割した予算計上という形をとる予算の組み替えをさせていただいております。これは国の補助金であります学校施設環境改善交付金が24年度と25年度の２カ年にわたって分割交付されるためで、その交付年度、交付金額に応じた事業費をそれぞれの年度に計上するという予算の組み替えを行うものであります。したがいまして、24年度予算を減額させていただき、その減額分を25年度に再計上させていただくということであります。なお、御存じのとおり、新校舎建築に係る入札を２月８日に行い、現在工事請負契約を締結しております。本格的な工事の実施は25年度に入ってからとなります。

それでは、予算書の15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項２県補助金、目７教育費補助金、節８地域グリーンニューディール基金活用事業補助金1,688万7,000円の減額は太陽光発電設備整備事業の執行が25年度となりますので、25年度で補助金の受け入れを行うものであります。

35ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

款９教育費、項３中学校費、目３那智中学校校舎大規模改修事業費、節12役務費23万円の減額は新校舎建築確認中間手数料11万円と建築確認完了手数料12万円であります。執行が25年度になりますので25年度当初予算に同額を再計上しております。節13委託料の監理業務委託1,133万9,000円及び節15工事請負費５億5,152万7,000円の減額は、先ほど説明いたしました国の交付金が24年度と25年度に分割して交付されるため、今回25年度に係る分を減額させていただき、その分を25年度当初予算で再計上させていただいております。なお、監理業務委託及び工事請負費につきましては、契約が２年にまたがるため債務負担行為を設定しております。節14使用料及賃借料１万4,000円の減額は有料道路通行料でございます。節18備品購入費677万4,000円の減額は生徒用の机や椅子などの学校備品でございます。いずれも執行が25年度になりますので25年度当初予算に同額を再計上しております。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２つお尋ねします。

最初に、７ページの繰越明許費のところの上から６番目の商工費の観光費、モニュメント作製委託事業の900万円ですけども、これはたしか、なでしこの足形のモニュメントということだったんですけど、これのちょっとおくれている理由等があれば、何か事情があれば教えてください。

どうしてかというと、予算審議のときの質疑で私も含め、もったいないんではないかという質問をしたところ、当局はワールドカップ等もあって今が旬なんで、今つくったら集客効果があるということだったんですけど、作製がおくれていくと、そういう集客効果も少なくなっていくんじゃないかという、そういう心配もあるんで、おくれているんだったらどれぐらいおくれるのかとか、その辺の見込みをお聞かせください。

それと、33ページの住宅建設費、町営住宅の購入の費用ですけども、私もかねてから何とか別の場所を購入して別の場所に建てれないかっていうことを要望してまいりましたけども、どうしてもこの場所でしか、ないというんであればここの場所で最大限の予算の許す範囲で安全性に配慮していただきたいんですけど、この用地の外周ですね、井関と、あと市野々、前回の臨時議会では、私この市野々の用地については井関より多少安全ではないかと、ちょっと誤った発言をしましたけど、中岩議員さん御指摘のとおり、ここも土石流に見舞われたということなんで、どちらも外周をブロック塀ですとかフェンスですとか、そういうので今後囲うというような、そういう計画もあるのかないのかっていう、その辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　明許繰り越しの部分についての御質問でございます。

これにつきましては、予算審議の中から皆さんいろいろな意見をいただいた部分ではございます。当初私、予算の計上のとこでも申し上げましたが、町長と２月にサッカー協会を訪問させていただきまして、そういう旨のことを内々の話としてしていただきました。最大限努力するよう、また話が決まったらというお話でございました。そして６月の補正で御可決いただいて、８月にまた私ども担当と観光協会長と含めてサッカー協会を訪ねさせていただいて、サッカー協会と一緒に、まあサッカー協会も幾分かの費用負担も含めてのお願いということでございました。

その前から担当と、なでしこに関しましてはサッカー協会の中で女子部という部分、そこが統括しておりまして、女子部の委員長にそれ以前にもお話しさせていただいておったんですが、そのときの御返答は、ほかの地域もそういう足形等、全部サッカー協会にやらせてくれと、やりたいという申し出があるが、全て今まで断ってきていると、そういう御返事でございました。ただ、私どもの町としては中村覚之助の生誕の地であり、サッカー、ヤタガラスのふ

るさと熊野三山を有しておるということで再度その部分のお話をさせていただきました。組織内の会議にかけさせていただくということで、10月にサッカー協会の中でのお話をいただいて、その返事を女子部の委員長がうちの町を訪れていただきまして、サッカー協会が一緒にやるのは非常に困難だというお返事をいただいてしまいました。

ただ、協会としては、協会が前面に出て一緒にやるというのは無理でもサポート、例えば、足形にしても選手個々についてはサッカー協会は協力できないと、ただ監督、佐々木則夫監督等については協会としては足形等をとることに関しては協力させていただくと、そういうバックアップ体制をとるというお話をいただいてきております。

今個々に当たらせていただくよう、選手との連絡をとっているところであります。既にいい返事もらった方はまだ一人もおりませんけども、そういう状況でございますので、まだこのモニュメントについては継続してやらせていただきたいと。ただ単に業者にモニュメントをつくれという予算の使い方はいたしませんので、もう一年御猶予をいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員御指摘の候補用地の外周についての安全性でございます。お手元に配付してます図面で説明させていただきますと、井関地区につきましては、県道並びに町道及び民地等に接しています。県道につきましては道路交通量もかなり多いということもございまして、町道も含めまして安全管理につきましては敷地造成等で擁壁、また民地につきましても境界の管理が必要ということで擁壁の構造で安全に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市野々地区の用地の周辺の安全性につきましては、市野々地区も同じく町道、民地、それと水路に接してます。これにつきましても一部農業用水で災害の対象の部分もあるんですけども、水路部分につきましては擁壁等で安全確保を敷地造成の中で十分考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　用地については最大限安全性、そして流木や土石流をとめることはできなくても、時間をおくらせるとか、直撃を避けるですとか、考える限りの安全対策をとっていただきたいと思います。

あと、モニュメントについてなんですけど、非常にやっぱりアイデア、町長や課長のアイデアはよかったと思うんですけど、余りにもハードルが高そうな場合は、無理してつくらずに撤退するという、最終的にはそういう判断もあるのじゃないかなというふうに思いますので、もしそういう場合にはやっぱり断念するということも必要かと思いますので、その辺も御検討ください。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議員おっしゃるとおり、私どももハードルが高くて、えいやっでやるつもりはございませんので、今選手のほうにも投げかけておる部分、答えを待ちながら、またいいものができないんであれば取り下げさせていただくつもりは十分持っております。予算がついたから無理に執行するつもりはございません。そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議員御指摘のとおり、擁壁等で安全を確保していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　ほかに質疑ありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ただいま曽根議員から質疑ありました繰越明許費の関係でちょっとお尋ねします。

産地水産業強化支援事業４億9,480万円、この件なんですけども、この繰り越しということで24年度の当初予算から900万円ほど減額になった金額が今度繰り越しということになってるんですけども、この財源はどのように確保されているのか、その点、確認させていただきたいと思います。

それから、ただいま質問のありましたモニュメント作製委託事業なんですけども、昨年の６月に補正予算で900万円出されたわけですけども、全額一般財源なんですね。それで現在の進捗状況、先ほど聞いておりましたら、選手個々とかサッカー協会に当たっているが、なかなか理解が得にくい状況やという、先ほど課長の答弁があったわけですけども、これだけの理由で繰越明許、何も委託も何もしてない状況の中で繰越明許に、その事故等の理由に該当するのかどうかですね。全部財源が一般財源ですので確保されていないと、国、県の補助金なり起債なりが入っておりましたらその財源確保というような中にも考慮できるんですけども、全額一般財源の中でこれが繰り越し対象になるのか、その点、ちょっと確認させていただきたいと思います。

済いません、もう一つ、井関のほうのその住宅用地の関係なんですけども、ちょっとこの点、土地の購入費用、その購入金額ですね、１平米当たりでも１坪でも結構ですので、どれだけの金額で購入されるのか。そして、それについては土地の鑑定評価をとっているのかどうかですね、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、井関、市野々地区、昨年１月から11月までのその状況を見ておりますと、９回、それで12日なんですけども、避難準備情報とか避難勧告、避難指示が発令されておりまして、その都度住民の方々に避難していただきたいというふうなことで町内の放送で放送しているわけなんですけども、再度その避難準備、避難勧告、避難指示、そういう出た場合の町としての安全対策、防災対策をどのようにされてきたのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　総務課の関係から先に御説明させていただきます。

繰越明許費の国の補助金等なくても対象になるのかという御質問でございますけども、地方自治法第213条によりますと「歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる」。２項としまして「前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費はこれを繰越明許費という」と定められておりまして、特段補助金がないとか単独だからということで繰越明許費できないものではないと解釈しております。

続きまして、その避難勧告、避難準備の関係でございます。

９月の大水害の後、とにかくなるべく早く避難をということで、去年は那智川水系で１時間の雨量が20ミリを超える場合等につきましては、とりあえず早く避難していただきたいということで避難準備情報を発令させていただきました。そのときに９回ぐらい、たしか避難準備、避難指示、避難勧告を出させていただいております。実際には総務課等担当職員は22回、24年度に22回程度事前に本庁に来て警戒態勢をとっております。

幸い何事もなく過ごさせていただきましたが、やはり安全にこしたことはないということで、そういう態勢をとらさせていただきました。

国等の事業等も進捗状況もございまして、今は時間雨量20ミリを超えてさらに降る見込みがあるとき、土砂災害等を警戒する必要があるときというふうに、少しずつ制限を緩和していってというか、レベルを少しずつ上げてはおりますけども、いましばらくこのような態勢をとっていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　議員御質問の明許繰り越しの部分でございます。まず、私どものほうでお願いしております産地水産業強化支援事業４億9,480万円、これにつきましては、この事業自体が平成23年度中に24年度の事業公募というような調査がございまして、そこで私どもの町、製氷貯氷の補助金の手を挙げさせていただいております。そのときで国のほうから24では予算つける保証はないが、23年度の予算であればつけてあげるということでございましたので、そちらのほうを選択させていただきまして、24年度、うちの予算に計上させていただいております。

その関係で来ておりましたが、この24年度完成のつもりで進めさせていただきましたが、途中タイロッドの調査とか、いろいろ２カ月余り別の案件が入ってまいりましたので工事自体がおくれてしまったということ、経緯もございます。それで国のほうの予算としては23の予算でございます。25に持っていくには事故繰越という大義名分が必要になってまいりましたので、私ども工事を設計段階でとりあえずとめて、これを事故繰越、国のほうにしていただけるかどうか確認のほうにさせていただきましたところ、国のほうも事故繰りの理由にはならないということで、相談の結果、設計だけの補助金という形で打ち切らさせていただきたいというふう

にしております。なお、この補助率については３分の１の補助であります。

そこで、国のほうで25から新規に建築の補助金をいただきたいというお願いをさせていただいております。そうすれば、この政権交代等々もございまして、24の大型補正、そっちの方でつけるというお話をいただいております。

財源の内訳、先ほど御心配いただいておりますが、当初23でやらせていただいたときは産地水産業強化支援事業ということで３分の１の補助をいただくということで進めさせていただいておりましたが、今回この補正で上げさせていただいております中では、市町村振興資金での起債で賄うつもりでございましたが、今回この新しい補助金、24の補正にのっかることによって、一般補助施設整備等事業債ということで、起債が100％きく、また交付税措置が50％あるということでございまして、補助金は同額で、補助裏がこのけがの功名と申しましょうか、なかったやつが50％以上ついてくるということで、町にとってはかなり、本当にけがの功名で町の真水の支出が減るという方向で進まさせていただいております。

この製氷貯氷については以上でございます。

そして、モニュメントにつきましてでございますが、決してサッカー協会が後ろ向いてるんではなくて、当初の全面協力までいかなかったところで協力はすると。ただサッカー協会という組織も日本全国いろんな市町村、またいろんな団体からいろんな要望が来るところでありますので、うちだけ特別扱いしていただけなかったということで、協力は、裏でサポートしていただくということで進めさせていただいておりますし、選手個々についても、９番議員が東京でした某選手につきましても、よい返事をいただきつつ進めております。そういうこともございますので、事業が丸っことまっているわけではなく、少しずつ裏で進んでおりますので、繰り越しをさせていただいて継続してこのモニュメント作製を実現したいということですので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員お尋ねの土地の単価の件なんですけども、単価の算出根拠につきましては、土地の鑑定をとらずに、和歌山県が現在県道の歩道整備で買収している金額並びに町の課税評価額を参考に算出させていただいております。

単価につきましては、井関地区の宅地につきましては平米当たり9,983円、坪で申し上げますと３万3,000円を予定しております。市野々地区の宅地につきましては平米当たり１万2,100円、坪当たりで４万円、田につきましては平米当たり4,840円、坪で１万6,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　繰越明許費の関係で産地水産業強化支援事業、これについてちょうど政権が自民党にかわって24年度の大型補正と、その中で有利な起債ですね、それを確保することができたということ、そして国庫補助金はそのまま３分の１が保証されているということで、ひ

とつ安心して、これについては結構です。

それから、あのモニュメントの作製委託なんですけども、まだ全然委託も何もやってないわけですね。まだ検討段階になってある。

そうした中で、この繰越明許費の中では、やはりこの委託している中でこの工事がおくれるというんでしたらわかるんですけど、まだ何も実施できてないわけですね。そうした中で、この繰越明許費の定義の中を見ましたら、起債等転向の都合とか、起債等の許可がおくれたとか、あるいはその他の突発的事故等によって当初の予想より工事がおくれ、年度内に完成することが困難であると予想される場合に財源を繰り越して翌年度にわたって事業の実施を認めようとするものであると。

そういう場合にですね、まあこれ議会の議決を経てしなければならないんですけど、この今見ましてもあの市野々地区、その大門坂の駐車場の下ですね、６月の答弁ではその場所は大門坂駐車場を予定していると、そして、なでしこ21人の足形をあしらったモニュメント、それでワールドカップ優勝を称賛する記念碑と、そういうような答弁をいただいてるんですけども、あそこの大門坂の駐車場の下ですね、河川見ましたら、まだ工事の最中で、大幅に崩れて、県が河川の基礎から立ち上げて、その上に町道も崩れて、その町道の端にある民家が傾いてきているというような苦情もあるわけなんですね。そうした中で、その上の大門坂駐車場へこういうモニュメントを作製するという、今その復旧事業のほうを優先してやったっていただきたいんですよ。

ですから、900万円の金額であっても、今現在何もしていない状況の中で、この金額自体を今後専決で落とすとか、またこの不用額でも実施をせずに置いていくとか、そういうような選択肢はないものでしょうかね。それについてちょっとお尋ねいたします。

それから、土地の購入のほうはわかりました。金額のほうは。

その安全性なんですけども、今後完成したら被災者住宅、支援住宅に入居されている方々もほとんどの方が井関、市野々地区へ入居されるわけですね。今現在は警報とか避難指示、避難勧告出ても避難しなくてもいい場所に、あそこで住んでおられるわけなんですね。今度向こうへ完成して入居されると、その都度避難せんなんと。やはりその９月の台風12号時の恐怖といいますか、体験がよみがえると思うんです。ですから、十分に安全を確保して、できるだけ心配がないように安全と安心して暮らせるような住宅と、そしてまた、町のほうで責任を持って十分に安全で安心して暮らせるようにその避難態勢、防災態勢を考慮してあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

副町長、どうですか、これについては、今後、町長でも結構ですけども、十分責任を持ってそういう避難される人、入居される人の安全性を確保するというようなことでお願いしたいんですが。

○議長（森本隆夫君）　副町長植地君。

○副町長（植地篤延君）　下﨑議員にお答えします。

先ほど安全性については総務課長のほうからも説明があったとおりでございます。

ただ、重ねて申し上げますと、今安全性を確保するために避難発令あるいは準備の関係等につきましてはレベルを下げて対応してもらいます。これが工事復旧に伴いまして徐々にレベルを引き上げていくつもりにはしておりますけれども、そのほか、地元の区長さん、この方は非常に住民の避難等については関心を払っていただいております。さらには消防あるいは警察、こうしたとこのいろいろ協議も徐々に進めておりまして、そういう準備情報段階から現地に広報車を派遣しまして住民に広く呼びかけるとともに、発令に変わりますと、これはそこに住民を残さないという気持ちで、全員公用の車両等を使いまして避難場所へ避難していただくということで、我々は十分にそこで住民の方々が被害に及ぶということのないよう配慮して頑張っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　モニュメントの件でございます。

先ほど曽根議員に御答弁させていただきましたように、予算がついてるから単純に執行するという気はございません。

ですから、当初ここで皆様に御説明申し上げましたとおり、足形をあしらったいろんなそういう観光的にも将来的に役に立つ、また、なでしこ自体がワールドカップで優勝するということが今後どれくらい見込めるかわかりませんけども、とりあえず優勝、ワールドカップの優勝ということに関しての称賛、日本どこにもまだございませんので、私どもヤタガラスのふるさとの町といたしましては、ぜひともこのサッカー協会とのこういう縁を、より強いものにするためにもそういうモニュメントをつくっていきたいと、そのような意思でございますので、あと繰越明許御承認いただけまして、あと一年努力させていただきたいと、そのように思っております。

また、今最初に申し上げましたとおり、予算があるから軽々しく予算の執行をするようなことはございませんので、そこはどうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ほかの件は結構ですけど、モニュメントの関係なんですけども、あの大門坂駐車場自体も購入して駐車場にするときに、世界遺産に指定されたと、そういうことの中で大門坂を散策されたり、そして那智山の神社、お寺ですね、そういう那智の滝へ行かれる方のために、便宜のために駐車場としてあそこを整備したわけですね。その目的が駐車場という目的なんですよ。

ですから、今現在のあの状況を見ましても、そのモニュメントをあそこへつくる状況ではないと思うんですよ。900万円もやはり一般財源ですからね、この900万円は、中身は。県の補助金とか国の補助金が絡んでいたら、これは補助申請した以上はある程度その計画を持って完成せなあかんと思うんですけども、この一般財源ですからね、そういう一般財源はできましたら災害復旧のほうへ使って、そしてこの900万円自体をもっと有効な使い方をしていただきたいと思うんです。

そのモニュメント、なでしこのモニュメントといいましても、もう何年たったんですか、もう大分影も薄くなってきておりますんで、もう今さら無理をせずに、ちょっと話を聞いておりましてもなかなか実施が難しいようなニュアンスもありますんで、先ほど課長もお答えしたように、無理をせずに、この予算についてはもう使わなくても済むような方法で今後検討していただきたいと思うんですけども、町長どうでしょうか、これやはり市野々地区の現状を見た中で、これはやはりもう検討すると、今後、そういうような状況でどうでしょう。

○議長（森本隆夫君）　観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君）　町長の前に一言。

議員おっしゃられるとおり、災害現場近くでございます。ただ、経済的な観光、観光のほうから見ますと、やはり災害復旧と同時に将来的な観光を含めた投資ということも考え合わせていきますと、ぜひともここの部分については遠くからでも大きく見えるような、そういうモニュメント等も計画できるような金額ではございませんし、駐車場を狭くするようなことも考えておりません。お花畑、あずまやの横のほうに、那智山へ行く途中に皆さんにそれを見ていただくというところでございますので、災害復旧は非常に重要なことではございますが、那智勝浦町の経済活動の一つの柱にもなり得るサッカーという部分もございますので、ぜひともこの明許繰り越しは認めていただきたい、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

課長今答弁したとおりなんですけれども、あと早期的に、あと半年ぐらいの間にいろいろなことの見通しを立てれなければ、またそういうふうな形で十分検討して、下げるべきは下げていきたいとは考えますけど、いましばらくの間、御猶予のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　２点ほどお伺いいたします。

15ページにもあるように財源内訳の変更ということで過疎債を借りたほうが有利やということで、何件かありましたね、今回の補正でも。そういうことで過疎債に切りかえるということですが、全体的に見れば過疎債で借りた方が町の出費が少なくて済む、それはわかりますけど、だけど、これは10年で返さないかんのですね、10年で。そしたら、短期的にあと五、六年、六、七年先になったら、これがどっと出てくるわけですね。これに対処するために減債基金やとか財政調整基金、またこの間やった公共構造物のための基金、ああいうところへ基金へ積み立てればよろしいんですけどね、単年度では余裕ができたということでほかのとこへ不要不急とは言いませんけど、これはどうしてもこれをしなければならないという、その予算措置が必要度が低いものにまでね、余裕ができたということでそれを執行していくということになっては困るんですよ。

だから過疎債に、財源内訳を過疎債に組み替えるということであれば、そういうとこも十分

気をつけて財政当局のほうもそういうとこへ積み立て、基金へ積み立ていただきたい、そう思います。

そこで、この懸案の町営住宅ですが、今これいただいたんです。これは素案の素案であって、これが最終的な設計図ではないとは思います。

これは井関ですね、これを見ると、駐車場のスペースがないんですね、駐車場のスペース。なぜ２軒続きの２階建て、一部２階建てにこだわるんかというところが私不思議でかなわんのですね。それはこれから設計する段階でいろいろ考えていくと思いますが、こういうふうなものをつくると、どうしても無駄とは言いませんが、余計な土地が要ると、ほいじゃこういうふうにして駐車場のスペースがなくなる。

本町にも中高層建築に関する指導要綱という、そんなようなものがありますね。それにはアパートなり、まあ10軒、20軒のアパートなりマンションなりを建てる場合は、中高層の、まあ中層いうたら３階建て、４階建てでしょうかね、建てる場合はその駐車場も確保せいという行政指導を行うようになってますね。そういう行政指導を行うところが、役場がですよ、この駐車場のスペースを確保しないということであれば、なかなかそれは、人の建物には駐車場をつくれと言っておいて、自分がつくる建物には駐車場がない、これはおかしなもんで、やっぱりそういうことは許されないと思うんです。

そういうとこで、この駐車場のスペースを確保する見込みがあるんかどうか、この土地でですね、そういうふうな建て方というんですか、構造にしていくんかどうか、そこらあたりをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　過疎債等、財源のことについて御説明させていただきます。

確かに議員今おっしゃられますとおりでございまして、今は有利な起債ということで過疎対策事業債に頼っている状況でございます。もちろん財源としましては70％交付税算入させていただけると申しましても、30％は以後償還していく必要がございます。

この過疎事業債が過疎地に指定されたことによりまして本当に合併のことを検討していたときから比べましたらかなり運用が楽になったところでございます。また、この平成24年度、政権交代等の関係で補正予算が大幅につきまして、過疎債の枠もそれにつれまして、２次配分ということでかなり大きく配分していただきました。

今年度のこれにつきましては、これにのらさせていただいて、その分についてはなるべく基金に積み立てて後年度に資金に余裕を持たせるように考えております。今後も、もちろん10年後、20年後のことを考えて十分注意しながら財政運営に当たってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員御指摘の駐車場のスペースについてのお尋ねの件ですが、配置案につきましては建物と建物の間、５メートルの計画をとらせていただきます。今後は設計事務所等の設計に入るわけ

なんですけども、建物の配置並びに日当たり、さらには議員御指摘の駐車スペース等、十分限られたこの敷地の中で効果的な配置計画を考えてまいりますので、十分検討をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　その際、課長、この５メーターあるからここへ車突っ込んだらええわというような、そういうことではなくて、やっぱり駐車場スペースというのは、駐車場というのは、そこ一角をですよ、まあ12軒なら12軒の駐車スペースを確保してきちっとここは駐車場ですよと、そういうふうな枠をつくりましてね、そういうふうにしていただきたいと思うんですよ。これ検討すればどないでもできると思うんです。そういうことで、今までも随分議論されてきましたね、その議論も踏まえてひとつ慎重に、将来に向かっても安心できる安全な、あるいは利便性もええというような、そういういい、誰が見ても、その被災者だけではなくて、そこへ入る人だけではなくて、町民がですよ、あ、これならなというような納得できるような町営住宅をつくっていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議員御指摘のとおり、利便性、さらには居住性を考えて、今後とも利用しやすい町営住宅の配置計画を考えさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

８番東君。

○８番（東　信介君）　１点ちょっとお伺いします。

これは町営住宅の件なんですけど、配置とか設計とかというのは委託するわけじゃないですか。これ行政からの委託ということは、例えばどういう趣旨のものをつくってくれとか、どういう、まあここの井関でしたら、ここにこういう建物を幾つということで発注されるんやと思うんですけど、例えば、これは県道沿いなんで世界遺産に見合うような形とか、あと、日当たりとかというのも先ほど言われてましたけど、どのようなことを命題に入ってコンセプトを設計会社に発注されるんか、ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

ただいま御質問いただきました住宅の発注方法なんですけども、先ほど説明させていただきました木造２階建て２棟続きというのを基本にさせていただきまして、当然世界遺産等の関連もございますので、外見等の配慮とか十分検討していただくのと、さらには、先ほど指摘のありました駐車スペースとかそういった配置計画、さらには日当たりの問題も考えながら設計事務所に発注する予定でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　これ書面で発注されるんですか、口頭ではないですね。何かの書面にこういうふうなことで設計事務所に発注されるんやと思うんですけど、そういうものはどんなんになってるんですか。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　通常、設計書の仕様書の中に数量とか記載するんですけども、それ以外にも特記仕様書といいまして特別なその場所に関して必要な事項を書いた、文書で書いた特記仕様書によってこちらの意思を伝えるようにする予定でございます。

○議長（森本隆夫君）　８番東君。

○８番（東　信介君）　その際、入札になるんですね、これ。これは僕ちょっと委員会も建設やないんで余りようわからんのですけど、例えば、こういうコンセプトでつくってくださいということで何件かに入札依頼して、それが出てきて、その内容で精査されて決定されるということですね。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　今考えてますのは一般的な入札を考えてまして、地元の設計事務所等への入札を考えております。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。再開が10時40分。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

10時26分　休憩

10時40分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

７番田中君。

○７番（田中幸子君）　お尋ねいたします。

先ほどから町営住宅のことについて皆さんからのいろんな質問がありました。安全・安心ということではいろいろ答弁していただいたわけでありますけども、臨時議会のときに仮設以外の方にもいろいろアンケートとか調査をいたしますということでしたので、その件につきましても報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　お答えさせていただきます。

確かに臨時議会のところにもう少し足りないのではないかということで、調査対象119世帯全てに対して問い合わせをさせていただきました。その中で回答数が113世帯で、その中で井関、市野々地区に町営住宅を建てる場合、希望されますかということで問い合わせいたしましたところ、一応希望するが22世帯、希望しないが81世帯ございました。希望すると回答した22世帯のうち一戸建ての平家っていうことが10世帯、平家２棟が１世帯、２階２棟が５世帯ということでございました。

さらに、建設委員会の中でもう少し場所を、建設候補地をちゃんと説明してもう一回意見を聞いてみてはいかがかと言われまして、その点についても確認させていただきました。22世帯の中で井関地区、市野々地区の建設候補地を具体的に場所を説明しまして、そこへ建てることについての意向調査をさせていただきました。22世帯の建てたいと言われておる人の中で建設

候補地について特に反対意見はございませんでした。

その中で、意見のあった中では、井関地区の方で２階建てを希望するということが３世帯ございました。それにつきましては、やはり災害の恐怖といいますか、そういうのがあったので２階建てのほうがありがたいということでございました。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　希望者の方が22世帯ほどあるということですけども、今回12軒建てるということなんですけども、あと希望者の方がこの土地の中であれば限られた軒数しか、まあ例えばふやすということにはならないんだと思うんですけども、あとどれほどふやせるのかというのと、それから希望、その入所についてもどういうふうにするのかということもお答えください。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

今お尋ねの件なんですけども、先ほど総務課長が報告したとおり、現時点で22世帯の町営住宅への希望者がございます。それをもとに配置計画の中へは井関で14、市野々で８ということで、合計22世帯分の配置計画をさせていただいております。

ただ、今回１期工事ということで12世帯分の設計業務を委託するわけでございますが、現時点で22世帯というのが出ておりまして、今後調査方法といいますか、意向調査につきましてはさらに総務課のほうと被災者のほうに確認をとる必要はあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　７番田中君。

○７番（田中幸子君）　この軒数の、先ほど６番議員が言われた駐車場も、将来的にはこういう軒数で建てれば駐車場も含めてできるということ、計画的にできるということですね。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　はい、先ほど議員から指摘がありましたとおり、駐車スペースを確保するという方向で今後設計事務所と配置計画につきましては十分検討させていただきます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　１点お尋ねをいたします。

私もこの町営住宅の件についてお尋ねをしたいんですけど、これ今この予定では12世帯建てるという計画になってるようですけど、この申し込みされている方が、今希望されている方が先ほど建設課長言いましたようにこれからどうなるかわからん、意向調査をしますとは言っておりますけど、22世帯の方が希望しているということなんですけど、その入居するに当たってどのような方法でこの方を、当然抽せんになるとは思うんですけど、対象者全世帯を抽せんに当然なさると思います。もしそのときに仮設住宅へ入ってらっしゃる方が当たらなかった場合は、どのような対応をされるか、その点をお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　お答えいたします。

今のところ12世帯ということで補正もとらせていただきまして当初予算もその方向で上げさせていただいておりますけども、建設課等、県のほうとも今調整させていただいておりまして、なるべく22世帯の方向で進んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。もう一遍こっちでお願いします。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　済いません、答弁漏れがございました。

どうやってするのかというお話でございます。確かに起点が11月に、仮設住宅それから借り上げ住宅の方が11月に退居しなければいけないということもございます。できればその人たちを優先してできればと考えておりますが、追加の分も恐らく、まあまだ確定しておりませんのでちょっと答弁しがたいところもあるんですけど、なるべく22世帯一括してできればなあと考えておりますので、その辺どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　一括してできれば最高に一番ええんですけどね、今の計画ではその一括の案が出ておりませんのでとても心配してるんです。

ただ、仮設住民へ入ってる方、借り上げの方だけを優先されると、本当に自分で努力してアパート代を払って家賃を払ってしている方も皆さん、一日も早くというような思いで待ってらっしゃるんです。公平性という意味から見ても、そこら辺はどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長濵口君。

○参事（総務課長）（濵口博之君）　もちろんそういうことも十分考えさせていただいておりますが、多少県のほうも余裕は見ていただけるとは思いますけども、国のほうで仮設の関係で期限を決められております。そういう問題もございますので、その辺等も検討させていただいて進めさせていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君）　11番中岩君。

○１１番（中岩和子君）　ぜひみんな納得のできるような公平性のあるような安心して暮らせるような町営住宅をぜひよろしくお願いしたいと思います。

町長、その点いかがですか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　議員おっしゃるとおり全員入れるような方法を今考えているところでございます。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　議案第４０号　平成２４年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第２、議案第40号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君）　議案第40号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,551万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億780万9,000円とするものでございます。

５ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入で款４の国庫支出金から款10繰入金まで歳入合計は、補正前の額27億9,331万9,000円、補正額減額の8,551万円、計27億780万9,000円となっております。

６ページをお願いします。

歳出です。

款１総務費から款10の諸支出金まで歳出合計、補正前の額、補正額、計は歳入と同額でございます。補正額の財源内訳は、国県支出金減額の１億787万4,000円、その他減額の629万8,000円、一般財源2,866万2,000円でございます。

次に、７ページをお願いします。

２歳入です。

款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金、補正額減額の１億406万2,000円につきましては、説明欄記載の一般保険医療給付費から後期高齢者支援金の変更申請に基づく国庫負担金の減額でございます。

目２の高額医療費共同事業負担金、補正額減額の154万4,000円の減額につきましては、歳出

に出てきます共同事業拠出金確定による４分の１の国庫負担金の減額でございます。

目３の特定健康診査等負担金、補正額72万4,000円の減額につきましては、これにつきましても特定健康診査補助基準額確定によるものでございます。

下の款６の前期高齢者交付金、目１前期高齢者交付金、補正額629万8,000円の減額につきましても平成24年度分の確定によるものでございます。

次に、８ページをお願いします。

款７の県支出金、項１県負担金、目１高額医療費共同事業負担金、減額の154万4,000円の補正につきましては国庫負担金同様、歳出の共同事業拠出金確定によります４分の１の県負担金の減額でございます。

款10繰入金、目１一般会計繰入金、補正額2,866万2,000円で、節区分１保険基盤安定繰入金200万2,000円は、保険料軽減措置及び保険者支援に対する繰り入れで一般会計で受け入れました国、県の負担金が確定したことによるものでございます。節区分２のその他一般会計繰入金2,666万円、これにつきましては、保険給付費につきましては当初見込み額を下回るものの、当初見込んでおりました医療給付費国庫負担金算定に係る前年度の医療費が減少したことから一般会計繰入金を追加するものでございます。

９ページをお願いします。

３の歳出です。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額は11万7,000円で、節区分２の給料から節区分４の共済費の人件費につきましては昨年当初予算計上後の人事異動等によりますもので調整させていただいております。節区分13委託料107万3,000円は、各保険者が国保連合会へ委託しておりますレセプト電子化処理件数の実績が増加していることから補正をお願いしたものでございます。

10ページをお願いします。

款２の保険給付費、項１療養諸費、目１の一般被保険者療養給付費から目４の退職被保険者等療養費につきましては、給付費及び療養費の実績と今後の見込みによりまして減額補正をお願いしております。

また、目５の審査手数料13万8,000円につきましては、審査件数増によるものでございます。

次の11ページの項２の高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、補正額187万8,000円、目２の退職被保険者等高額療養費、補正額減額の99万3,000円につきましては、一般及び退職高額療養費に過不足が見込まれますので補正をお願いしております。

次の項４の葬祭諸費の目１、葬祭費につきましても、実績及び今後の見込みにより21万円を減額させていただいております。

12ページをお願いします。

款３の後期高齢者支援金、目１後期高齢者支援金、補正額15万3,000円につきましては、社会保険支払基金へ納付する支援金の確定によるもの、また次の款６介護納付金、目１介護納付

金、補正額18万3,000円の減額につきましても社会保険支払基金への納付金確定によるものでございます。

13ページをお願いします。

款７の共同事業拠出金、目１高額医療費共同事業拠出金、補正額617万9,000円の減、目２の保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2,853万1,000円の減額につきましては、国保連合会へ拠出する額の確定による減額補正でございます。

款８の保健事業費、目１の特定健康診査等事業費につきましては、国庫補助金確定によります財源内訳の変更でございます。

14ページをお願いします。

項２の保健事業費、目１保健事業費、補正額25万4,000円は、節区分11需用費で後発医薬品の利用促進に係るカードの印刷費用です。これにつきましては、３月に送付の保険証に同封いたしたく補正をお願いするものでございます。また、これにつきましては新年度、国の特別調整交付金としての対象となっております。

款10の諸支出金、項２の諸費、目１国県支出金返納金、補正額567万3,000円は節区分23の償還金利子及割引料で、これにつきましては平成23年度療養給付費負担金精算に係る国庫負担金返納金でございます。

15ページ以降は補正予算給与費明細書でございます。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

日程第３　議案第４１号　平成２４年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２

号）

○議長（森本隆夫君）　日程第３、議案第41号平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第41号平成24年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億1,107万1,000円とするものでございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款２使用料及手数料、項１使用料、計で補正前の額１億3,224万4,000円に325万7,000円を減額いたしまして、計１億2,898万7,000円とするものでございます。

今回この水道使用料及び量水器使用料を減額しておりますのは、宇久井簡易水道について平成25年４月１日より上水道へ統合いたしまして、地方公営企業法の適用を予定しております。その地方公営企業法施行令第４条第１項の規定により、簡易水道事業費特別会計における宇久井簡易水道分について３月31日をもって出納閉鎖となるため、宇久井簡易水道３月分水道料金の大半が収納未済額となることが予想されるため減額するものでございます。なお、簡易水道事業費特別会計における宇久井簡易水道の収入未済額につきましては、上水道の未収金として引き継がれるものでございます。

次に、７ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額325万7,000円を減額しまして、計１億393万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次の８ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　議案第４２号　平成２４年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第４、議案第42号平成24年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君）　議案第42号平成24年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685万5,000円とするものでございます。

４ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括、歳入款２寄附金から款５諸収入の歳入合計補正額は100万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出は、款１総務費の歳出合計、補正額は歳入と同額の100万円となっております。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款２寄附金、目１奨学基金寄附金、節１奨学基金寄附金100万円の増額でありますが、これは町内の１名の方から子供たちのための奨学金に役立ててほしいと100万円の寄附の申し出があり、奨学基金積立金に受け入れさせていただいたものでございます。

款３繰入金、目１奨学基金繰入金、節１奨学基金繰入金60万8,000円の増額は奨学基金の取り崩しを行うものであります。

次に、款５諸収入、目１奨学資金貸与金元金収入、節１奨学資金貸与金元金収入60万8,000円の減額は、償還金の滞納による減額であります。なお、この滞納分につきましては、本人や保護者に対して督促状の発送のほか、保護者宅を訪問などして償還を促しており、おくればせながら分納中であります。今後とも未納額の回収につきましては努力を続けてまいります。

次のページです。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節25積立金100万円は、奨学基金積立金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第４３号　平成２４年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第１号）

○議長（森本隆夫君）　日程第５、議案第43号平成24年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第43号平成24年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ273万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,897万1,000円とするものでございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款３繰入金、目１一般会計繰入金、補正額273万円を減額いたしまして、計3,512万1,000円とするものでございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額273万円を減額しまして、計1,953万2,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の

減額でございます。説明については省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第６　議案第４４号　平成２４年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第６、議案第44号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第３号）。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,449万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,560万5,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第１表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款３国庫支出金から款７繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額17億6,110万8,000円、補正額2,449万7,000円の増、計17億8,560万5,000円でございます。

３ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費から款４諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

６ページをお願いします。

歳入でございます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金、補正額450万円につきましては、介護・予防給付費負担金の居宅等給付費実績見込みに伴い増額をお願いするものでございます。

項２国庫補助金、目１調整交付金、補正額180万円につきましては、普通調整交付金でございますが、給付費実績見込みにより増額をお願いするものでございます。これは介護保険財政の市町村間の調整を行うため第１号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、保険給付費見込み額の８％で見込んでおります。

款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金、補正額652万5,000円につきましては、社会保険支払基金交付金で給付実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

７ページをお願いします。

款５県支出金、目１介護給付費負担金、補正額281万2,000円につきましては、介護・予防給付費負担金の県負担分で居宅等給付実績見込みに伴い増額をお願いするものでございます。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、節１介護給付費繰入金、補正額281万3,000円につきましては、町持ち分であります介護・予防給付費繰入金で給付実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節２その他一般会計繰入金、補正額179万7,000円につきましては、24年度人事異動に伴う人件費３人分の増額をお願いするものでございます。

項２基金繰入金、節１介護給付費準備基金繰入金、補正額425万円につきましては、介護保険料の軽減のため介護給付費準備基金から取り崩しするもので給付費実績見込みにより繰り入れするものでございます。

８ページをお願いします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額179万7,000円でございますが、節２給料から節４共済費まで24年度人事異動に伴う人件費３人分の増額をお願いするものであります。

款２保険給付費、目１居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額増2,000万円につきましては、今年度の給付実績見込みにより補正するもので、居宅介護サービス給付費が1,400万円、地域密着型介護サービス給付費で600万円の増の見込みでございます。

９ページをお願いします。

項２高額介護サービス費、節19負担金補助及交付金、補正額増250万円につきましては、高額居宅介護サービス費の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。これは医療保険同様、１カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額上限額を考慮して、超えた額を高額サービス費として支給するものであります。

款４諸支出金、節23償還金利子及割引料、補正額増20万円につきましては、過誤納金還付金の実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第７　議案第４５号　平成２４年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第７、議案第45号平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長上地君。

○水道課長（上地清隆君）　議案第45号平成24年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

第１条、平成24年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次の定めるところによる。

第２条、平成24年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第１款水道事業費用、既決予定額２億4,997万1,000円に補正予定額27万円を補正し、計２億5,024万1,000円。

第１項営業費用、既決予定額２億1,908万9,000円に補正予定額27万円を補正し、計２億1,935万9,000円とするものでございます。

第３条、予算第４条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,215万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額504万9,000円、減債積立金3,000万円、建設改良積立金500万円、過年度分損益勘定留保資金210万4,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第１款資本的収入、既決予定額１億7,060万4,000円に補正予定額3,189万8,000円を減額し、計１億3,870万6,000円。

第１項企業債、既決予定額１億2,260万円に補正予定額1,060万円を減額し計１億1,200万円、第３項補助金、既決予定額4,335万円に補正予定額2,129万8,000円を減額し計2,205万2,000円とするものでございます。

支出でございます。

第１款資本的支出、既決予定額２億1,280万7,000円に補正予定額3,194万8,000円を減額し、計１億8,085万9,000円。

第１項建設改良費、既決予定額１億8,263万1,000円に補正予定額3,194万8,000円を減額し、計１億5,068万3,000円とするものでございます。

２ページをお願いします。

第４条は、企業債の借入限度額でございます。

過年災害復旧事業の限度額を2,060万円と定めるものでございます。

第５条、予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額5,945万6,000円に補正予定額27万円を補正し、計5,972万6,000円とするものでございます。

５ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。支出でございます。

款１水道事業費用、項１営業費用につきましては、人事異動に伴うものでございます。説明については省略させていただきます。

６ページをお願いします。

資本的収入及び支出。収入でございます。

款１資本的収入、目１企業債、補正予定額1,060万円を減額するものでございます。

款１資本的収入、項３補助金、目１国庫補助金、補正予定額2,129万8,000円を減額するものでございます。

支出でございます。

款１資本的支出、項１建設改良費、目３災害復旧費、補正予定額3,194万8,000円を減額するものでございます。この工事につきましては、浜ノ宮、川関地区災害復旧工事でございます。現在県道川関橋の復旧につきましては平成26年度完成予定で進められており、その進捗に伴い橋梁添架を含む災害復旧を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第８　議案第４６号　平成２４年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（森本隆夫君）　日程第８、議案第46号平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課新病院建設推進室長西田君。

○総務課新病院建設推進室長（西田秀也君）　議案第46号平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

昨年３月31日に内閣府の南海トラフ巨大地震で本町は最大15.6メートルの津波が来襲すると予想されました。また、８月29日に震度分布、津波高、浸水域及び被害想定等の推計結果が公表されました。津波防災地域づくりに関する法律の規定により、和歌山県が津波浸水区域を設定し公表することとなっています。その結果を踏まえ、具体的な対策を講じる必要があると考え、造成工事、地質調査業務委託を見合わせました。

１ページをお願いいたします。

第２条については３ページで詳しく説明いたします。

第３条、企業債についてですが、企業債の限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、新病院関係については１億3,880万円、全て減額いたします。

３ページをお願いいたします。

これは２ページの実施計画を詳しくしたものです。

資本的収入及び支出、収入、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債を１億3,880万円減額、また款１資本的収入、項２負担金、目１他会計負担金83万8,000円を減額します。

款１資本的収入、項３出資金、目１他会計出資金、一般会計からの出資金も１億3,880万円減額させていただいてます。

支出についてですが、款１資本的支出、項１建設改良費、目２新病院建設事業費は２億

7,937万5,000円減額しています。内訳といたしまして、工事請負費２億5,200万円の減、委託料2,737万5,000円減額させていただいています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

11時27分　散会